

岡山パブリック通信

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

◆◆特 集◆◆

福祉の現場で活用！ 各種法的手続きを知ろう 4

平成24年11月20日発行 第7号

「利用者の方の必要な支払いができない！どうしたらしいの？」第4回

前回の任意整理に続き、今回は「破産」についてお伝えします。

◆破産～生活するための財産は一部残せます

破産は、借金を返さなくてよいようにする（法律用語では「免責」といいます）ための手続きです。といってもただ単に借金がなくなるわけではなく、保有している財産を全てお金に換えて、債権者に配ることが原則となります。



破産したら明日からの生活をどうしたらしいの？戸籍に残ると選挙権がなくなるとか、困ったことにならないのかしら？

このように聞くと、全く財産を残すことができないように思われるがちですが、実際にはそのようなことはありません。全く財産が保有できないのでは、債務者の方の生活を続けていくことが極めて難しくなるからです。したがって、破産法は破産しても残すことができる財産（「自由財産」といいます）を引き続き保有することを認めているのです。自由財産に何が入るのかは多岐にわたるためここでは述べませんが、このことにより、少額の預貯金や価値のあまり高くない自動車などは保有することができるようになっています。

◆配当する財産がある場合とない場合で手続が異なります

破産には大きく分けて「管財事件」と「同時廃止事件」というものの2種類があります。前者は管財人という主に財産を換価して債権者に配るという人を選任する事件で、換価すべき財産がある場合に採られます。この場合には管財人の報酬を裁判所に納める費用が別途かかります。一方、換価する財産がない場合は管財人を選任しない「同時廃止事件」となりますので、この費用をかけないで済ますことができます。

◆破産は戸籍に残る？＝間違います

破産には「戸籍に残る」とか「選挙権がなくなる」などのイメージを持っておられる方がいらっしゃいますが、これは誤解で、このようなことはありません。したがって、破産はみなさまが思っているらっしゃるよりずっと利用しやすい制度であると思います。

ただし、土地建物など財産的価値の高い財産を保有している場合や、7年以内に破産手続を採ったことがある方など、破産になじまないケースもありますので、ご遠慮なく弁護士までご相談ください。



岡山パブリック法律事務所では、福祉施設・病院・その他機関の各種相談窓口等で、福祉専門業務に従事する方からの、相談者・担当している方に関するご相談についてはすべて無料です。

お電話でのご相談、出張相談にも応じてありますので、お仕事をすすめる上でお困りのことがありましたら、遠慮なくご連絡ください。

まずはお気軽にお電話を！

配信をご希望されない方は、大変お手数ですが
086-803-3677まで下欄チェックの上ご返信下さい。

配信停止希望

お名前（ ）